

## 特例受付について(Q&A)

### Q1 誰が申請できますか？

A1 今回の特例受付は、県の営業時間短縮要請等にご協力いただいた事業者のうち、表面「IV～VI」に記載の協力金について、申請受付期間内に申請を行えなかった方が対象です。

### Q2 「4/20～5/31実施分」は期間内に申請したものの、それ以外の協力金は、期間内に申請できませんでした。今回の特例受付で申請することはできますか？

A2 「4/20～5/31実施分」の協力金については、過去に申請した事実があるため、交付・未交付に関わらず、今回申請できません。一方、申請を行っていない「2/8～3/21実施分」と「3/22～4/19実施分」については、申請が可能です。

### Q3 既に協力金を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか？

A3 既に申請を受け付けたものの修正は受け付けません。特例受付は今まで申請していなかったもののみを対象としています。

### Q4 申請書はどこで入手できますか？

A4 申請書は県のウェブサイトからダウンロードしていただくか、各協力金のパンフレット内にある申請書を使用してください。パンフレットは各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手してください。「2/8～3/21実施分」はピンク色、「3/22～4/19実施分」は青色(名古屋市のみ)、「4/20～5/31実施分」は紫色(営業時間短縮要請枠)および茶色(カラオケ設備利用自粛要請枠)のパンフレットです。お間違いの無いようご注意ください。なお、協力金のパンフレットは前回受付時のものから変更はありません。

### Q5 特例受付の対象である複数の協力金を申請する場合、別々に申請する必要がありますか？

A5 郵送の場合は1つの封筒に入れてまとめて申請ができます。なお、4/20～5/31実施分の協力金については、電子申請にて郵送分と分けて申請ができます。

### Q6 以前に協力金を申請している場合、必要書類を省略できますか？

A6 以前に県の協力金(中面「必要書類一覧」参照)の申請をしている方で、その協力金の申請の際に提出した書類と記載内容が同一の場合、提出を省略できる書類があります。各協力金のパンフレットや県のウェブサイトに省略可能な書類を記載していますので、ご確認ください。

### 必要書類送付先 **※必ず下記の送付先に郵送してください。**

※郵送の際には切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。

※下記の宛先面を切り取って封筒に貼付してください。はがれないよう、しっかり糊付けしてください。

※愛知県感染防止対策協力金(2/8～3/21実施分)と(3/22～4/19実施分)のパンフレットに記載された送付先とは異なりますのでご注意ください。

〒460-8780

名古屋市中区栄 愛知県感染防止対策協力金事務局

特例

愛知県感染防止対策協力金 特例受付(IV～VI)分 申請書類在中

差出人 住所

氏名

営業時間短縮の要請等にご協力いただいた飲食店等の皆さまへ

## 「愛知県感染防止対策協力金」の申請期間終了後の特例受付についてお知らせします。

### 概要

以下の「愛知県感染防止対策協力金」について、県の営業時間短縮要請等にご協力いただいた飲食店等及びカラオケ店を運営する事業者のうち、**申請期間内に申請を行えなかった方を対象に、特例で申請を受け付けます。**

**受付期間：2021年9月15日(水)～10月15日(金)【当日消印有効】**

### 対象の協力金

No.	協力金名	対象地域	受付期間
IV	愛知県感染防止対策協力金 (2/8～3/21実施分)	県内全域	<b>2021年9月15日(水) ～ 2021年10月15日(金) 【当日消印有効】</b>
V	愛知県感染防止対策協力金 (3/22～4/19実施分)	名古屋市内	
VI	愛知県感染防止対策協力金 「営業時間短縮要請枠」 「カラオケ設備利用自粛要請枠」 (4/20～5/31実施分)	県内全域	

※過去に申請したことがある方は、交付・未交付に関わらず、その期間の協力金については、今回申請できません。(店舗や日数の追加も認められません。)

※2021年2月7日以前および2021年6月1日以降実施分の協力金は、本特例受付の対象外となりますので、今回申請できません。

### お問合せ先

詳細は、県のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin-tokurei2109.html>

コールセンター

**052-228-7310**

午前9時～午後5時(土日祝日を含む毎日)



愛知県

## 特例受付分申請方法

以下の3種類の方法で申請できます。※電子申請は「VI 4/20～5/31実施分」のみ利用可能です。

①WEB申請書作成/ 郵送申請	Web上で必要事項を入力して自動作成された申請書を印刷の上、 他の提出書類と併せて郵送で提出する方法 ※申請フォーマットで、支給額を計算できます。 ※申請後の進捗状況をWeb上で確認できます。
②手書き/郵送申請	申請書等の様式に必要事項を記入し、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法
③電子申請 (VI 4/20～5/31実施分のみ)	「申請サポートサイト」で必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方法 ※パソコンやスマートフォンから申請できます。 ※申請フォーマットで、支給額を計算できます。 ※申請後の進捗状況をWeb上で確認できます。

- ・申請する協力金それぞれの申請書及び誓約書に必要事項を記入してください。
- ・提出書類を郵送する場合は、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、送付してください。  
※提出時には、必ず控えをとり、保管してください。(提出した書類の控えは、交付を受けた時から5年間保存しなければなりません。)

## 必要書類一覧(チェックリスト) (実施分ごとに必要書類が異なりますのでご注意ください)

※★印の提出書類については、次の協力金の申請をしている方で、その協力金の申請の際に提出した書類と記載内容が同一の場合、提出を省略できます。

【IV 2/8～3/21実施分を提出する場合】  
協力金(12/18～1/11実施分、1/12～2/7実施分)

【V 3/22～4/19実施分を提出する場合】  
協力金(12/18～1/11実施分、1/12～2/7実施分、2/8～3/21実施分)

【VI 4/20～5/31実施分「営業時間短縮要請枠」を提出する場合】  
協力金(12/18～1/11実施分、1/12～2/7実施分、2/8～3/21実施分、3/22～4/19実施分)

※必要書類の詳細は、必ず各協力金のパンフレットの説明をご確認ください。

No 要請期間	IV 2/8～3/21	V 3/22～4/19
① 交付申請書兼請求書	<input type="checkbox"/> 様式第1-4号	<input type="checkbox"/> 様式第1-5号
② 交付申請書兼請求書 別紙	<input type="checkbox"/> 様式第1-4号別紙 (1店舗の場合は不要)	<input type="checkbox"/> 様式第1-5号別紙 (1店舗の場合は不要)
③ 誓約書	<input type="checkbox"/> 様式第2-4号	<input type="checkbox"/> 様式第2-5号
④ 営業時間短縮(休業含む)の状況が分かる書類 (申請する施設全て) ※ホームページの画面の写し、貼紙やチラシの写真など	<input type="checkbox"/> 2/8-3/21の時間短縮 (休業)の状況が分かるもの	<input type="checkbox"/> 3/22-4/19の時間短縮 (休業)の状況が分かるもの
⑤ 【法人】 「法人税の確定申告書(申告書別表一)」の写し ※直近のもの ----- 【個人】 「所得税の確定申告書B(第一表)」の写し ※直近のもの	<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★
⑥ 飲食店営業許可書(証)の写し (申請する施設全て)	<input type="checkbox"/> ★ 喫茶店営業許可書(証)の写しでも可	<input type="checkbox"/> ★
⑦ 代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの)又はマイナンバーカード(表面)の写し	<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★
⑧ 申請書に記入した口座の通帳の写し ※開いて1ページ目の「金融機関名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分。インターネットバンキングの場合はこれらの内容が確認できる画面の写し。	<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★

No 要請期間	VI 営業時間短縮要請枠 4/20～5/31	VI カラオケ設備利用自粛要請枠 4/20～5/31
① 交付申請書兼請求書	<input type="checkbox"/> 様式第1-6号	<input type="checkbox"/> 様式第1-7号
② 交付申請書兼請求書 別紙	<input type="checkbox"/> 様式第1-6号別紙 (1店舗の場合は不要)	<input type="checkbox"/> 様式第1-7号別紙 (1店舗の場合は不要)
③ 店舗別申請額計算書(店舗ごと)	<input type="checkbox"/> 様式A～D	<input type="checkbox"/> 様式A～D(定額での支給 となる店舗のみの場合は不要)
④ 誓約書	<input type="checkbox"/> 様式第2-6号	<input type="checkbox"/> 様式第2-7号
⑤ 飲食店営業許可書(証)または喫茶店営業許可書(証)の写し(店舗ごと)	<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> (営業許可を必要としない 店舗の場合は不要)
⑥ 店舗の内観・外観の写真(店舗ごと)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 従前の営業時間が書かれたホームページ画面の写し、または看板やチラシの写真(店舗ごと)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類 (店舗ごと) ※ホームページの画面の写し、貼紙やチラシの写真など	<input type="checkbox"/> 4/20-5/31の時間短縮 (休業)を知らせたことが分かるもの	<input type="checkbox"/> 4/20-5/31の休業またはカラオケ設備 の利用の自粛を知らせたことが分かるもの
	<input type="checkbox"/> 酒類の提供(持ち込みを含む)の 自粛を知らせたことがわかるもの (元から酒類の提供・持込を行って いない場合は不要)	<input type="checkbox"/> 酒類の提供(持ち込みを含む)の 自粛を知らせたことがわかるもの (4/20～5/11の期間のみの 申請の場合は不要)
	<input type="checkbox"/> カラオケ設備の提供の自粛を知らせ たことが分かるもの(元からカラオケ 設備の提供を行っていない場合は不要)	
⑨ 【法人】 「法人税申告書別表一」及び 「法人事業概況説明書」 【個人】 「所得税確定申告書B」及び (青色申告の場合)「青色申告決算書」または (白色申告の場合)「収支内訳書」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 定額での支給となる店舗のみの 場合は「直近」のもの。 それ以外の場合は、 「参照月を含む年」のもの
⑩ 売上帳等の帳簿の写し(店舗ごと) ※参照月における店舗ごとの(営業時間短縮要請枠の場合) 飲食事業または(カラオケ設備利用自粛要請枠の場合) カラオケ事業の売上高が分かるもの	<input type="checkbox"/> 1店舗のみの申請、かつ飲食事業 のみを行っている事業者で、 確定申告書のみで参照月の 売上高が分かる場合は省略可	<input type="checkbox"/> 定額での支給となる店舗 のみの場合は不要
⑪ 代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの)又はマイナンバーカード(表面)の写し	<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/>
⑫ 申請書に記入した口座の通帳の写し ※開いて1ページ目の「金融機関名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分。 インターネットバンキングの場合はこれらの内容が確認できる画面の写し。	<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/>